

## 「地域特産物振興事業補助金(高山市農業振興事業補助金)」に係る運用

平成 23 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 10 日 決裁

地域特産物振興事業補助金(高山市農業振興事業補助金)の運用について次のとおり定める。

### 1. 目的

地域の特色ある産地産品づくりを推進するため、特色ある農産物の掘り起こしを行い、それらの生産者組織を支援することにより、地域特産物の生産拡大、高品質化、新商品開発等を促進し、地域の活性化を図る。

### 2. 対象団体

次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 市内在住農業者の組織する団体であること。
- (2) 構成員が3人以上であること。
- (3) 当該農産物の栽培農地が主として高山市内であること。
- (4) 代表者及び運営方法を会則、規約等で定めていること。

### 3. 対象事業

ステップ	対象事業	内容
1	地域特産物発掘支援事業	地域の特色を活かして取り組もうとする新たな農産物の選定、栽培技術の確立及び生産販売体系の構築等に係る事業
2	地域特産物育成支援事業	地域の特色を活かした農産物の生産拡大や高品質化に係る事業
3	地域特産物振興事業	地域の特色を活かした農産物を利用した新商品開発や販売促進活動に係る事業

### 4. 補助率及び上限額、補助期間

対象事業区分ごとに次のとおりとする。

ステップ	対象事業	補助率	補助の上限額
1	地域特産物発掘支援事業	種苗・資材費 : 1/2 以内 調査・試験費 : 10/10 以内	一団体あたり 500 千円 ※1,000 円未満の端数切捨
2	地域特産物育成支援事業	種苗・資材費 : 1/2 以内 調査・試験費 : 10/10 以内	
3	地域特産物振興事業	販売促進費 : 1/2 以内 調査・試験費 : 10/10 以内	

※補助する期間は、各事業 3 年間、かつ、通算で 5 年間で限度とする。

※市外在住農業者を構成員に持つ団体にあつては、その別を分類可能な経費に限り、市内在住農業者相当分を補助対象経費とする。

※他の補助金の交付を受けている場合は、補助対象となる経費から、その補助金を差し引いた額を補助対象とする。

## 5. 対象とする経費

科 目	補助対象経費の種類
1 報償費	講師等への謝礼等(会員が自ら講師を務める場合は除く)、 調査・研究等に係る報償費
2 旅費	交通費、通行料、宿泊費等 ※バス借上料は、運転手費用(宿泊費含む)・ガソリン代を含む。
3 需用費	種苗・機材・資材・書籍等の購入費、 チラシ・ポスター・報告書等の印刷費、看板代、材料費、消耗品費 ※更新資材は対象外とする。 ※種苗・資材購入費は、新規・拡大・実験栽培分を対象とする。
4 役務費	通信運搬にかかる経費、保険料、チラシ等新聞折込に関する経費等
5 使用料及び賃借料	会場使用料、車両機械等の賃借料
6 その他の経費	その他市長が認める経費

### ※補助対象外の経費の例

- ・事務所の賃貸料や、電話、インターネット、電気代など団体の経常的な運営に係る費用
- ・施設の新設・修繕などに係る費用
- ・備品(テレビ、パソコン、机、椅子など)の購入など、経常的な活動に係る費用
- ・食糧費
- ・賞金や賞品、金券などに係る費用
- ・団体の会員に対する謝礼 など

## 6. 事業実施等の手続き

### ①事業計画の策定

事業主体は、事業の実施にあたっては、事業計画書(様式 1-1)を作成し、高山市(農務課)へ提出するものとする。

### ②事業計画の承認

市は①の規定により計画書の提出があったときは、その内容について審査し適当と認められた場合には補助対象事業として承認するものとする。(様式 1-2)

### ③補助金交付申請

事業主体は、事業計画が認定されたときは、速やかに補助金交付申請を行う。

※高山市農業振興事業補助金交付申請書(様式 2)による。

### ④補助金交付決定

市は③の規定により補助金交付申請があったときは、その内容について審査し、その結果を通知するものとする。(補助金交付規則別記様式(第5条関係))

## 7. 事業の報告

事業主体は、事業が完了したときは完了届(様式 3)を提出し、事業完了後 20 日以内に事業実績報告書(様式 4、4-1)、補助対象経費に係る領収書(写)、参考資料を提出するものとする。

なお、事業完了後に得られた結果等がある場合もその報告を行うこととする。

※市は実績報告書(事業内容・収支決算・参考資料)を審査し、補助金交付額を確定する。